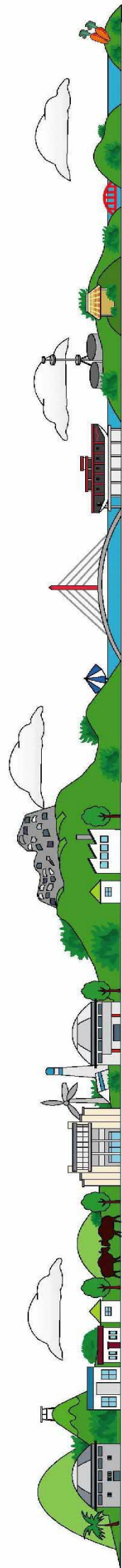


第3章 景観づくりの区域

（景観法第8条第2項第1号景観計画の区域）





1. 景観づくりの区域

景観法第8条第2項第1号の規定に基づく景観計画の区域（以下「景観づくりの区域」という。）は、本市全域（87.031k m²）とし、本市の海の景観を構成する重要な要素である干潟・浅瀬までを含むものとします。



景観づくりの区域は、市域全域を一般区域としてエリア別、類型別、骨格別の3つの切り口で景観づくりの方向性を多面的な視点から示します。

さらに本市を代表する優れた景観を有し、その景観が地域振興に寄与する可能性が高いと見込まれる地区を「重点地区」として位置づけ、地区特性に合った具体的な景観づくりに取り組みます。

景観づくりの区域＝うるま市全域

地域特性を
考慮した
景観の捉え方

土地利用を
考慮した
景観の捉え方

本市の景観骨格
としての
景観の捉え方

本市を代表する優れた景観を有し、その景観が地域振興に寄与する可能性が高いと見込まれる地区

方針①
エリア別方針

方針②
類型別方針

方針③
骨格別方針

+

方針④
重点地区